

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 31 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省水管理・国土保全局より、令和 4 年 3 月 28 日付けで「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）」が発出されたところです。

各都道府県・中核市・指定都市の障害福祉主管部局におかれましても、改定後の「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」（令和 4 年 3 月改定）や e ラーニング教材を活用し、障害者支援施設等における避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取組を促進していただくとともに、管内の障害者支援施設等に対し周知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課福祉財政係

電 話：03-5253-1111（内 3035）

e-mail：fukuzai@mhlw.go.jp